

安政期萩藩見島における御手組の編成と九州鯨組の役割

末 田 智 樹*

一、はじめに

拙稿において、萩藩領の北浦地域における捕鯨漁場（以下、漁場）への九州鯨組の入漁状況や経過については、その背景や事情を明らかにしながら分析を進めてきた。まず、享保期（一七一六～一七三六）において西海地域の平戸町人の九州鯨組（Ⅱ中小鯨組）が、北浦地域の漁場に出漁を開始した。同じく中小鯨組が、宝暦期（一七五一～一七六四）において再び入漁した。その後、西海地域の巨大鯨組も寛政・文化期（一七八九～一八一八）から天保期（一八三〇～一八四四）にかけて北浦地域へ進出し、名立たる九州鯨組が萩藩領内の多くの漁場に入漁を果たした。その結果、九州鯨組が北浦地域における川尻浦以外のおもな漁場へ出漁していた実情が浮かび上がった^①（図1参照）。

北浦地域における入漁先の変化には、文化期（一八〇四～一八一八）頃から西海地域において全体的に捕獲頭数が減少し、好漁場を独占していた巨大鯨組の経営上の問題が関わっていた。そのうち、天保期（一八三〇～一八四四）において九州鯨組は、見島と須佐浦の両漁場に入漁した（図1参照）。この理由として九州鯨組が、両漁場について日本海を南下する下り鯨を、西海地域より一層捕獲できる優良な漁場として判断したことがあった。両漁場への九州鯨組の出漁は、北浦地域の漁場に浦請制を拡大させた。その一方で、両漁場が北浦地域のなかで好漁場であった実情を萩藩藩庁（以下、萩藩）へ示すことにもなった^②。

これらの背景のもと、萩藩見島において御手組が安政期（二八五四～一八六〇）に編成された。御手組とは、藩が財務・労務・生産・販売の管理面で深く関与し、経営管理全般に携わつ

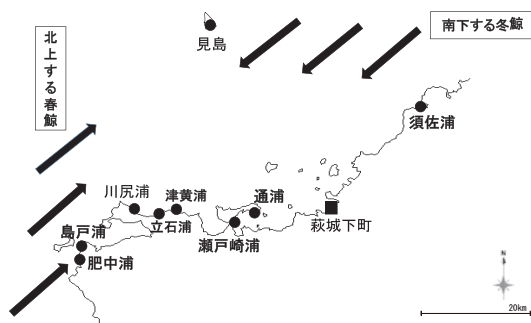


図1 北浦地域の漁場における九州鯨組の入漁先

た鯨組のことである。この御手組において九州鯨組から刃刺・加子等を雇用していた点は、戦後以降の山口県多くの郷土史や自治体史のなかで指摘されてきた。とくに多田穂波『見島と鯨』では、九州鯨組から雇用された構成メンバーを中心に、見島への入船や捕獲活動の様子について詳しく紹介している。しかしながら、当時、なぜ容易に九州鯨組から雇用することができたのかなどの経緯については検討の余地がある。『萩市史 第二巻』では、安政期（一八五四～一八六〇）の見島において御手組が編成された背景として萩藩による産物取立政策を取り上げて、「見島鯨組」の展開を明らかにしている。ここでは、北浦地域の三大漁場と位置づけられていた通浦、瀬戸崎浦、川尻浦の各鯨組が関わっていた点を鋭く指摘し（図1参照）、さらに御手組が設置されるまでの経緯やその後の事業動向を掘り下げている。しかしながら、九州鯨組の雇用状況やその事情に関する具体的な検討には至っていない^③。

本稿では、これら二著と拙稿で残されていた課題を検討する。そのためには、安政期（一八五四～一八六〇）北浦地域の見島に

おける御手組（以下、御手組＝見島鯨組）の沖場・納屋場の組織に関する編成の特色や、その編成を短期間で可能とした要因について、九州鯨組からの雇用経緯を辿りつつ明らかにする。御手組の組織編成の解明を通して、北浦地域の漁場と九州鯨組との関係および九州鯨組の役割を一層鮮明にしたい。

二、安政期の産物取立政策とその背景

天保期（一八三〇～一八四四）の萩藩については、とりわけ天保二年（一八三一）に藩領内の広範囲な地域で拡大した一揆が、明治維新の起点として把握されてきた^④。この一揆が生じた背景の一つとして、文政十二年（一八二九）に萩藩が産物会所を設置し、商業活動の統制を開始していたことがあった。この藩による産物取立政策では、その実施にあたって藩内の商品取立てにあたる会所や産物方御内用御用達ならびに、その手先としての豪農商層を通して商品の安価買上げを行わせた。そのため、下層農・貧農に経済的圧迫が集中していった^⑤。そのうち、村田清風による天保改革が天保九年（一八三八）以降、とくに同十一年（一八四〇）から本格的に農民支配政策と産業・流通政策を主眼として展開された。ところが、そのなかの下関で荷物を留める越荷方の設置と運用が、幕府の流通政策と真つ向から対立する要素を持っていた。このために、天保期（一八三〇～一八四四）の萩藩において幕府への反論はまだみられなく、清風の改革は挫折した^⑥。

この後の北浦地域の捕鯨業におけるおもな漁村の動向については、通浦が嘉永四年(一八五二)の新網代の開拓において川尻浦から異議を受けていた。⁷⁾ 続いて瀬戸崎浦が、安政二年(一八五五)夏に沖海の網代において、本格的な捕鯨再開を萩藩へ申し出たことに對して、同年五月に川尻浦が異議を唱え、両浦において漁場争論が生じた。⁸⁾ これらの動向の背景には、九州鯨組が文化期(一八〇四～一八一八)に通・瀬戸崎両浦へ入漁したことで浦が賑わいをみせていたことがあった。ところが、その後の文政期(一八一八～一八三〇)から嘉永期(一八四八～一八五四)では、とくに捕鯨業を中絶していた瀬戸崎浦において浦の疲弊が一層進んだことがあった。そのため瀬戸崎浦は、萩藩に対して長期間の運上の軽減を申し出ていた。⁹⁾ 瀬戸崎浦での窮状を受けた萩藩は、安政三年(一八五六)六月に瀬戸崎浦に対して条件付きの出漁を認める妥協案を提示し、川尻浦との漁場争論に決着をつけた。

そして萩藩では、これと同時に産物取立政策を活用して通・瀬戸崎両浦の捕鯨業へ積極的に介入するに至った。萩藩は、川尻浦を含めた北浦地域の最大の特産物である鯨を捕獲するための経営体＝鯨組を立て直すための打開策として、見島において御手組による捕鯨事業を手掛ける決断を下した。¹⁰⁾

安政期(一八五四～一八六〇)の萩藩における産物取立政策については、同三年(一八五六)五月から坪井九右衛門(以下、坪井)が主導して、国中の産物再評価による政策を展開した。この政策では、各宰判において大庄屋・庄屋などの地主・豪農層のな

かから二～四人を選び、彼らを「勸農産物江戸方御内用掛」に任命した。そのうえで、彼らに対して萩藩の「江戸方」と国元の「産物御内用方」(以下、御内用方)が指示を出して推進した。つまり、坪井には彼らを直接的に把握して、萩藩領内の商品生産の掌握を図る狙いがあったと言えよう。

安政五年(一八五八)八月には周布政之助が坪井に代わって政策に携わり、翌九月には「産物御内用方」を「産物方」に名称を変更して、その後も産物取立政策のなかで御手組は継続された。この期間のなかで、先述の見島の御手組を中軸とした北浦地域の捕鯨業に重点が置かれ、萩藩が十分な資金を提供して事業のすべてを管理する御手組が編成されたのであった。¹¹⁾

三、安政三・四年の見島における御手組の編成

『萩市史 第二巻』の「見島鯨組」「産物取立政策と見島鯨組」では、多田穂波『見島と鯨』を参考にしながら、萩藩の藩政史料などを使用し、産物取立政策と見島での捕鯨業との関係を中心に見島鯨組の動向について鮮明にしている。したがって本稿では、見島の御手組の基本的な動向に関しては前掲『萩市史 第二巻』に依拠しながらも原史料で確認し、とりわけ安政三・四年(一八五六・五七)において御手組のなかに九州鯨組から雇用され編成されていく経緯や状況を浮き彫りにしていく。¹²⁾

安政三年(一八五六)六月に前述の勸農産物江戸方御内用掛に

任命された中野半左衛門（以下、中野）は、翌七月十一日に坪井と面談し「見島鯨組」設置を上申した。中野は、同月十三日に通浦惣年寄の早川源二右衛門および産物御内用方取次の新谷茂右衛門らと設置構想を練った。他方で中野は、同じく前大津宰判の勸農産物江戸方御内用掛となった山本惣右衛門（寅蔵）（以下、山本）と瀬戸崎浦惣年寄の持山太郎右衛門らとも相談を重ねた。中野は、同月二十三日に「瀬戸崎浦鯨組諸御用掛」と「通浦鯨組繁栄頭取」に任せられ、両浦の鯨組と正式に関わりを持てるようになった。その後、彼は通浦と瀬戸崎浦の両惣年寄をはじめ主だった者たちと熟議を重ねた。彼らは、その成案として「見島浦鯨組荒目途」を完成させ、十月十一日に御手組の設置構想を坪井へ提出するまでの進取的な行動に打って出た。¹³

表1は、その概要である。まず捕鯨の期間については一月一日から四月三十日までの百二十日間とあった。これは通常、鯨組で展開される冬組の期間としては少し短いものの、その後の春組の期間と合わせて長期間が予定されていたと言えよう。¹⁴ 鯨船・諸道具に関しては、通浦、瀬戸崎浦、川尻浦の三つの漁村から借り上げる計画を立てていた。すなわち、北浦地域で最も有能な捕鯨の専門職が揃う三漁村によって構成される御手組の組織体制を作ることが、中野らの最初の構想の根底にあったと推察できる。そして、三漁村からの自己負担を軽減し、各漁村での従来の捕鯨業自体に支障が出ないようにし、かつそれ以後の各漁場に関する和議へ向けた活動にも配慮していたと考えられる。¹⁵ そのうえ中野らは、

御手組の費用を念頭に鯨五頭を捕獲すれば、利益が得られる明確な試算を行っていた。¹⁶ このほかに、萩藩への鯨肉などの献上や運上、三漁村と見島の漁村への諸配当についても具体的に取り決めていた。加えて、漁民救済の一助となることも視野に入れていたことがわかる。¹⁷

また「見島浦鯨組荒目途」には、鯨船の乗組員や納屋場の人件費など各種の支出についても記され、ここから九州鯨組よりの雇用が読み取れる。¹⁸ 九州鯨組からの雇用は、鯨船（勢子船）六艘の刃刺六人と、その加子六十六人、持双船二艘の加子二十人、縄網船一艘の加子六人であった。つまり、三種類の鯨船の加子が合計で九十二人であった。¹⁹ 双海船の雇用は後述の備後国田島浦からではなく、六艘の七十二人全員が萩藩領内の室積浦からの雇用であった。²⁰ この背景には、北浦地域の漁村における鯨組と比べて、はるかに強いつながりがあった西海地域の益富組などの巨大鯨組において、田島浦から雇用されることがすでに決まっていたことがあったと十分考えられる。そのため急遽、田島浦から網船である双海船を巧みに操縦するための技術を持つ熟練の加子を雇用できなかった可能性が高い。²¹ 見島鯨組の捕鯨事業としての期間は十年で、全体予算については八十八貫ほどであったことも判明する。²² 一年目は、見島において北浦地域の捕鯨業に関する主要な三漁村と九州鯨組の専門職との共同捕鯨が考案された。その背後には、とくに文政期（一八一八〜一八三〇）以降一層の不漁に苦慮していた通浦と瀬戸崎浦の見島への期待と、萩藩の産物取立政策に組

表1 安政3年10月時点の見島鯨組の設置構想

概要・費用など	
1	毎年冬の間は風波が激しく、鯨漁の営みを行うことが困難であるため、漁期は正月元日から4月30日までの120日間とする。
2	鯨船などについては、通浦・瀬戸崎浦・川尻浦の3つの漁村から網船6艘、鯨船6艘、持双船2艘、縄網船1艘の合計15艘と付属の諸道具を借り上げる。
3	費用は銀65貫匁余と米324石ほどであり、それに対して利益は鯨5頭を捕獲し、各1頭を銀20貫匁で売却すると生じる。
4	3つの漁村から借り上げた網船、諸道具などの損耗については、鯨捕獲後の利分の仕法に準じて補償する。
5	鯨肉の献上は3つの漁村の慣行に準じて行う。
6	正銀と札銀の交換率は正銀400匁につき札銀460匁とする。
7	鯨一頭につき鯨油一石を運上として課税する。これは先年よりの定法であるので見島にも適用する。
8	諸配当は3つの漁村の慣行に準じて行う。但し、しけの際は塩漬にして萩に送る。
9	見島浦方の地下立銀やその他の軒別鯨配当は、現地の地下役人と古老が相談したうえで救済の一助とする。
各種支出の米・銀の概要	
10	惣海船6艘の室積加子72人に対して貸銀8貫800匁、飯米86石4斗。
11	鯨船6艘の九州加子66人に対して貸銀8貫66匁6分6厘、飯米79石2斗。
12	持双船2艘の九州加子20人に対して貸銀2貫666匁6分6厘、飯米24石。
13	縄網船1艘の九州加子6人に対して貸銀733匁3分3厘、飯米7石2斗。
14	刃刺6人に対して貸銀1貫200匁、飯米7石2斗。
15	薪沖立船11艘、貸銀1貫560匁。
16	鯨組頭取・手代・魚切等100人に対して貸銀15貫匁、飯米120石。
17	納屋の鯨油煎立其他貸金9貫匁。
18	刃刺・加子其他の家賃1貫500匁。
19	かがす貸銀695匁。
20	苧・鈺・銀・釜・櫓羽・櫓腕・包丁・油樽・桶類等の購買銀15貫889匁4分2厘。
計	銀88貫253匁9分2厘 (内訳：銀65貫111匁、米324石。米1石4斗を銀に替えて23貫142匁8分5厘)

備考) 本稿で番号を付けて整理し、また句読点を付け、表記・表現を含め読みやすい形に整えた。

出所) 『萩市史 第2巻』(萩市、1989年) 1233～34頁を基本として、『忠正公伝 第17編第9章第3節 (両公伝史料、No.1627)』(山口県文書館所蔵)を確認して作成。

み込まれていたことがあった。²³⁾ これらの事情を受け、中野は安政三年(一八五六)十月二十日に、さらに「通・瀬戸崎両浦鯨方(鯨組)惣都合役」に任じられた。彼は、同月二十七日に通浦惣年寄助役の池永藤右衛門らを早速見島へ派遣した。池永は見島において鯨の通過状況、海深、網代、港の状態などを調査し、中野に鯨場として有望であったことを翌十一月三日に報告していた。²⁴⁾ 同月六日に中野は、坪井と当島(浜崎)代官の山県吉之助に見島の漁場が捕鯨活動にとつて有望であることを報告した。中野の報告をもとに、萩藩の御内用方は翌七日に中野の役名を「通・瀬戸崎」を除いた「両浦鯨組総都合役」に改めさせた。そのうえで、同月十日に御内用方は御手組を開始させる最終決定に踏み切って、その活動に備えさせたのである。²⁵⁾

前述の通り当初は、通・瀬戸崎・川尻の三浦から船・道具類を借用する計画であったものの、十一月に入り川尻浦は完全に外れていた。理由としては、まず前月の十月において通・瀬戸崎両浦のみからの上申があったことが考えられる。さらに、川尻浦でも前述した安政二年(一八五五)の瀬戸崎浦の沖組再興に対する異論があつて、三漁村による完全な結束には至らなかった。そして、それ以前の文化・天保期(一八〇四～一八四四)において、見島へ九州鯨組が入漁する際に、川尻浦が萩藩に対し反対を上申していたこともあげられよう。²⁶⁾

このように通・瀬戸崎両浦に対して、文化期(一八〇四～一八一八)から川尻浦よりの異論が相次いでいたこともあつて、

安政三年（一八五六）十一月に郡奉行から川尻浦に対して、通・瀬戸崎両浦が見島にて捕鯨業に携わる有無の「地下尋」が行われた。川尻浦からは「差障二相成可申」として、「川尻鯨組之儀は元禄年中御取立被仰付、夫已来浦方数百軒、鯨漁一篇にて渡世仕来候儀二付、若差支り二相成候節ハ御願可申出候間、被差留被遣候様」との返答があつた。川尻浦では、大庄屋から先大津代官を通じて差し障りの可能性がある場合は中止の「申出」を行うので、見島鯨組の差し止めを切に希望したのであつた。つまり川尻浦からは、まずは御手組の動向をみたうえて、厳しい判断を下すことが十分あるという返答であつたと言えよう⁽²⁷⁾。

一方で同年十一月二十六日には、通浦において同浦惣年寄、同浦惣年寄助役、同浦庄屋および瀬戸崎浦惣年寄、同浦庄屋、大庄屋格の面々が集まって見島鯨組の規約（見島組之割方規定書）を検討し、捕鯨業の成果として利銀の配分や手当などを決めている。同月二十八日に中野は萩城下に入り、翌二十九日に坪井と面談し、十二月三日に見島における御手組活動の許可が下りた。この点に關して翌四日に中野は、自らの日記に「見島鯨組御免被仰付候段、郡方より御沙汰相成候事」と記している⁽²⁸⁾。

中野は、十二月二十二日に山本とともに役所・納屋建築費、網代設置費、諸賃金、通・瀬戸崎両浦への諸銀の貸与などを、御内用方本締役手子役の田村吉右衛門と神田九郎右衛門へ願ひ出た⁽²⁹⁾。同月二十四日に、御内用方は中野・山本両人の要請を認め、札銀二十五貫匁を貸与した。彼らは、この資金をもとに見島本村前浜

港の改築、飯米の輸送、九州鯨組からの刃刺の招聘などの本格的な準備に入っている⁽³⁰⁾。

安政四年（一八五七）二月三日に中野は、御手組に自らの本拠地である前大津宰判殿敷村の「通船普請掛」の中野伝三郎、酒造業を営む木村四郎左衛門、「通船用達」の西島屋源八郎、農民の油屋惣（宗）四郎を参加させる手筈を取った。同月二十二日には、その木村を通浦惣年寄助役の池永とともに見島に派遣し、納屋などの建設にあたらせた。木村・池永両人の見島への渡海には、通浦の納屋鯨船一艘とその加子七人が随伴した⁽³¹⁾。

さらに、翌三月八日には鯨船四艘、双海船四艘、荒手網船二艘、加子五十九人と刃刺らを合わせて百十四人が出発した。同月十二日に鯨船二艘、双海船二艘、納屋鯨船一艘、加子五十一人と刃刺など五人を合わせた五十七人が渡海した⁽³²⁾。それを示した一覧が表2である。八日が通浦、十二日が瀬戸崎浦からであり、この表より通浦と瀬戸崎浦の両方において九州鯨組から雇用していたことがわかる⁽³³⁾。

中野も御内用方の鯨方手子役の河野虎一郎らとともに三月十八日に渡海し、辰巳屋伊勢松の宿から後に「鯨組本締役所」となる見島本村の多田野要蔵の家に移って、御手組の拠点として構えた。このように三月に入り続々、見島へ渡海した。表3からは、中野のほか既述の河野、池永、早川、木村などのメンバーで構成されていたこと、そして通浦と瀬戸崎浦からおもに選出されていたことが読み取れる⁽³⁴⁾。

そこで表4には、安政四年(一八五七)二月時点での入漁条件として見島の島民および渡海者の守るべき規則を載せた。⁽³⁵⁾喧嘩口論は勿論、その原因ともなる貸し借りは禁止となっている。また、鯨肉の勝手な授受はしてならず、見島の宿主や店屋に対する厳しい内容もみられる。とくに、最後の項目は「色情」の問題にまで言及しており、この点も鯨組を開設するうえで非常に興味深い。⁽³⁶⁾続く表5には「刃刺の誓約」を載せた。⁽³⁷⁾中野以下、表3の役人と表2の刃刺をはじめとした沖場の面々との間で、吉祥寺において取り交わされていた。⁽³⁸⁾内容としては、全体として注意すべきものが多いように見受けられる。そのなかで五番目には、通・瀬戸崎両浦の鯨組が一つとなつて見島鯨組が成立しているの、この先も争論が生じて滞ることなく進めることが可能であると記される。この点に、中野の狙いと御手組の特色があつたと考えられる。⁽³⁹⁾あとは表4に近似の内容であろうが、いずれにしても日頃から常に慎んだ行動を心掛けて、島民と御手組における関係者の双方が、お互いに迷惑をかけないように活動することが強調されている。⁽⁴⁰⁾要するに、中野から見島鯨組のリーダー的役割のもと、全員が協同一致と常に和議の心で進める必要性を求めていると考えられる。

見島での鯨組の動向については、中野が三月二十日に表3の河野、池永、村田、磯部(繁蔵)の立ち会いのもと御手組の諸役(表3)を公表し、その日から活動を開始した。翌二十一日の十二時頃、見島鯨組は座頭鯨二頭の捕獲に成功した。その切っ掛けが、表2の九州鯨組から雇用した刃刺の万太夫が、同日の十時頃から

表2 安政4年3月見島へ出帆した通・瀬戸崎浦の鯨組と九州鯨組による構成員

通浦と九州鯨組		瀬戸崎浦と九州鯨組	
地刃刺親父 九州刃刺親父 同刃刺 同刃刺 友押・加子(1艘に付11人乗) (計 鯨船4艘)	久吉 文五郎 門太夫 龍太夫 44人 計48人	地刃刺親父 九州刃刺 同刃刺 同友押 加子(1艘に付11人乗) (計 鯨船2艘)	金蔵 長太夫 万太夫 熊吉 22人 計26人
地下人村君親父(双海船) 同十人村君(双海船) 同(双海船) 同(双海船) 小頭・室積加子(1艘に付12人乗) (計 双海船4艘)	政吉 浅右衛門 三太郎 与三右衛門 48人 計52人	地下人村君(双海船) 室積加子(1艘に付12人乗) (計 双海船2艘)	源蔵 24人 計25人
小頭 小頭 小頭・加子(1艘に付7人乗) (計 荒手網船2艘)	三郎 権吉 計14人		
合計 114人 ⁽¹⁾		合計 51人	
納屋鯨船1艘(7人乗) ⁽²⁾⁽³⁾	計7人	納屋鯨船1艘(6人乗) ⁽³⁾	計6人
鯨船数11艘	総計121人		総計57人

備考) (1) 3月8日に出帆。(2) 2月22日に出帆。(3) 但し沖立の人数には含まれない。(4) 本稿では「魺押」の表記を「友押」、「舸子」の表記を「加子」、「惣海」の表記を「双海」に統一した。

出所) 「捕鯨記録抜萃 5 (向公伝史料、No.702)」(山口県文書館所蔵)より作成。

座頭鯨七、八頭に鯨船で近づき、鯨めがけて早鉾や万鉾を投じたことであつた。それらの鯨を捕獲し損ねたものの、万太夫が褒美を貰うまでの活躍をみせたことにより沖場の活動全体に勢いが増したのであろう。⁽⁴⁾二頭の捕獲によつて御手組は非常に活気づき、中野は坪井と代官の山県へすぐさま報告した。それとともに藩主へ鯨赤身を献上し、御内用方・運上方などの役人への鯨赤身の進物や、見島本村の漁民全員に対して配当銀を交付した。⁽⁴²⁾

表3 安政4年3月見島へ渡海した役付の構成員

役 名	名 前
前大津打廻り・鯨方手子兼帯	虎一郎 ⁽⁴⁾
同 勘農御内用懸り並鯨惣都合兼帯	中野半右衛門 ⁽⁴⁾
同 鯨組惣都合加勢	田辺伝吉
見島鯨組惣年寄（通浦惣役人中） ⁽¹⁾	池永藤右衛門
同 組惣年寄助役並諸道具締り方	磯部繁蔵
同 組惣網頭	早川源兵衛
同 組惣網頭助役	磯部与四郎
見島鯨組惣年寄（瀬戸崎浦惣役人中） ⁽²⁾	村田久兵衛
同 組惣網頭	又右衛門
殿敷村酒造人（御用達） ⁽³⁾	木村四郎右衛門
同村通船御用達	源八郎
同村百姓	宗四郎
瀬戸崎浦百姓	惣兵衛
同 浦百姓	勘二郎
同 浦百姓	作右衛門
深川村百姓	張五郎

備考) (1) 以下3人は通浦惣役人、(2) 以下1人は瀬戸崎浦惣役人、

(3) 以下6人は御用達。(4) 虎一郎＝河野虎一郎、中野半右衛門＝中野半左衛門のことである。

出所) 前掲「捕鯨記録抜萃 5」より作成。

表4 安政4年2月時点での入漁条件

1	一切喧嘩口論仕間敷候事。
2	縦令僅之品ニ而茂貸借仕間敷候事。
3	鯨納屋場其外ニ而茂荒増之仕方仕間敷、鯨切少しニ而茂貰い候共取帰仕候儀被差留候事。
4	宿々ニ於預り之品物其外ニ而も諸事念を入、間違無之様引渡可仕候事。
5	店屋ニ而売物仕候共ニ想応之値段ニ而売払い、堅高利を不可取候事。
6	宿ニ於其外ニ茂女号之儀を差留、万一色情之道ニ付若御厄害ニ立到候節ハ、本人ハ不及申訳不知候。其急度被仰付候ニ付得ハ相心得、宿主ニより家内之者ニ委細之可申聞置候事肝要之儀ニ候事。

備考) 本稿で番号を付けて整理し、また句読点を付け、表記を含め読みやすい形に整えた。

出所) 多田穂波『見島と鯨』（見島と鯨編纂会、1968年）75～76頁より作成。

表5 刃刺の誓約

(前略) 吉祥寺にて半左衛門、虎一郎、伝吉、源八、藤右衛門、久兵衛、繁蔵立合し、刃刺の久吉、金太夫、文五郎、長太夫、紋太夫、万太夫、漁太夫の七人、村君の政吉、浅右衛門、三治郎、与右衛門の四人、鯨船小頭の直吉、彦兵衛、惣吉、長吉、弥吉、市蔵の六人、惣海船小頭の六松、市松、貞吉、常吉、松治郎、虎吉六人、荒手網船小頭の三郎、権吉式人、納屋船小頭の留吉、岩吉式人に次の拾項に違背せざる請書をなさしめたり。

- 一、高札の主旨を厳守すべきこと。
- 一、火事に注意し、また煙管を銜えざること。
- 一、博奕等の勝負ものを厳禁すること。
- 一、すべて喧嘩口論を禁ずること。
- 一、通・瀬戸崎両浦の鯨組を合して見島組となしたれば、互いに熟和して争論すべからざること。
- 一、夜間猥りに外出すべからざること。
- 一、色情を戒慎すべきこと。
- 一、鯨方給与の祝酒外に猥りに張宴すべからざること。
- 一、淹留中に昵懇のものを生ずるも、隠蔽して自己の進品となし、之に鯨肉を与えざること。
- 一、小品といえども買懸をなざざること。

備考) 句読点を付け、改行して表記・表現を含め読みやすい形に整えた。表2の構成員名と一部異なるが、そのままとした。

出所) 前掲「忠正公伝 第17編第9章第3節」より作成。

しかしながら、これ以後は多数の鯨を発見し、九州鯨組から雇用された刃刺の積極的な活動がみられながらも鯨を捕獲することができなかった。そのため、中野は池永、村田、木村と相談した結果、四月十八日から捕鯨施設の撤去を指示した。同月二十日から見島より鯨船などの離島を開始させた。中野は、同月二十五日に荻城下の浜崎町に帰省したのち、すぐに田村と神田に報告した。翌二十六日には池永、村田、木村、磯部(繁蔵)とともに、坪井を訪ねて御手組の実情を説明し、来年度の開設を相談した。捕獲された鯨は前述の浜崎町、見島、瀬戸崎浦、下関の各問屋が関与し、鯨肉などの販売によつて利益銀を出すことができた。⁽⁴⁵⁾

萩藩からの借用銀があるため、結果的に御手組には返済未納分の二十三貫四十一匁が残り、中野は返済の延期を萩藩へ願ひ出た。⁽⁴⁶⁾この期間中に御手組では座頭鯨四十五頭、勢美鯨九頭、長須鯨七頭、青鷺鯨一頭、その他十六頭を発見していた。鯨の回遊を大量に確認していたために、萩藩では見島において御手組を次年度も存続させることになった。⁽⁴⁵⁾

四、安政四・五年の見島における御手組の編成

一年目に当初計画していた捕鯨期間が大幅にずれていたこともあり、中野は見島から引き揚げると、安政四年(一八五七)五月中旬以降に二年目の準備に取りかかった。彼は、「地加子共」が、九州鯨組から雇用された刃刺の勇敢な捕獲活動に「臆病」な態度

を示したために、刃刺だけでなく、それに見合った専用の加子も九州鯨組から雇用することを強く提案した。この背景として、先述の磯部(繁蔵)、村田、木村、池永らは、「地加子二而不案内」であったことをあげていた。そして、彼らは「九州之刃刺・加子、双海ハ室積之加子雇入被仰付候ハ、瀬戸崎沖浦も大漁可有御座、両浦共漁事盛ニ浦方成立可申」と述べている。この進言を受けた中野は、九州鯨組から雇用すれば見島のみならず瀬戸崎浦での捕鯨も大漁になることを想定し、「九州刃刺・加子雇入肝要之儀ニ付、早々罷越候様御内用御役所御授御座候」として、御手組編成にあたり積極的な雇用を要請したのであった。⁽⁴⁶⁾萩藩は中野の献策を取り入れ、彼に対し同四年(一八五七)五月二十八日に九州鯨組から刃刺以外に、各船の船頭的な役目を果たす友押と加子の雇用も命じた。中野は、御内用方から六月五日に七百両の資金を得ることで、数百人の雇用へ向けて積極的に動き出した。⁽⁴⁷⁾その様子が次の史料より読み取れる。⁽⁴⁸⁾

【史料一】

一筆啓上仕候残暑甚敷御座候得共、益御勇健可被成御座大賀奉存候、私共無異比日肥前呼子滞留仕候、御安意被成可被下候、此度斎藤八郎兵衛当地罷越候二付、幸便故御懷敷奉捧愚札候、諸者鯨組一件当地罷越、生月益富又左衛門、呼子中尾甚六之様子見聞仕候得ハ誠目覚敷事二奉存候、右両家共別当職之仁江追々逢対万事承合せ申候、高話而已ニ御座候、然処刃刺・加子雇立中々人任せ二而ハ宜敷仁手ニ

入不申、益富・中尾両組をはずれ候而ハ端組与申聞取株ハ被雇不申候、然所見島至而評判宜敷、大関株之刃刺雇付相成大慶仕候、於当所も評判仕候、い細ハ帰郷之上万々心事申上度奉存候、先ハ右為旁如此ニ御座候、随分御機体御自愛奉祈上候、乍文尾御惣容様江も重畳宜敷御見舞奉頼上候、恐惶謹言

六月晦日

中野半右衛門

尚々申上度事海山ニ御座候へ共遠方他見を恐れ文略仕候、何事も来月廿日比ニハ帰国奉拝尊顔可奉申上候、以上

河野虎一郎様

中野は、数多くの優秀な刃刺やそれに見合う加子の必要性から、平戸藩生月島の益富又左衛門組と唐津藩呼子浦の中尾甚六組を自ら視察することにした。両方の鯨組にとって見島での捕鯨事業の評判はよく、また中野は両組より「大関株之刃刺」⁽⁴⁹⁾ 最高位の刃刺を引き抜くことを目指した。この時の雇用に関する選択条件を表6・7に掲載した。両表の(十三)(13)には「兩人ハ実二日本一之鯨組司ニ而承り候」(後者)とあり、益富組と中尾組が九州鯨組のなかで別格の扱いであったことがわかる。その理由として、両組がそれぞれの平戸藩と唐津藩へ上納した莫大な運上銀額を具体的に示していたことが読み取れる。⁽⁵⁰⁾ そして両組からのスカウトのなかで、とくに呼子浦の中尾組の別当唐津屋政右衛門が大きく関与していたことがわかる。中尾組との深い関係を示す背景

として、(五)(5)にみられるように中尾組に見島の鯨歌が伝わっていることも知れる。⁽⁵¹⁾

(七)(7)では、中尾組の刃刺が見島鯨組の双海船(「網船」)を三結組にすれば三十頭は間違いなく捕獲でき、九州鯨組と比肩するほどの大漁になるのではないかと予測している。そのために、(八)(8)において双海船の加子については、備後田島浦から船頭(友押)と加子(以下、一括して加子のみを表現する場合もある)の雇用が必要であり、前年の室積浦のそれらと比べて優秀であったことが述べられている。これを受け、安政四年(二八五七)六月二十五日頃に呼子浦より人を遣わして、田島浦からの加子雇用を開始していた。中野の意気込みと工夫が、二年目の御手組を編成するなかでうかがえる。⁽⁵²⁾

そこで、表8に安政四年(一八五七)八月時点のメンバー一覧を示した。刃刺については、その出身地から判断して、表6・7に記されていた通り当時中尾組で携わっていた刃刺を多く雇用していたことが判明する。中野が呼子浦に宿泊した際に世話をした河口屋貞治(川口屋定治)は既述の唐津屋の兄にあたる人物で、彼が果たした仲介的役割も大きかった。それに、表6・7にみられた中尾組がちょうど不漁であったことも要因にあげられる。西海域の各鯨組において捕獲頭数が減少していくなかで、当時、日本一の鯨組と称された益富組が、未だ壱岐島や生月島の各浦において捕鯨業を展開していたために、刃刺は中尾組からの雇用がメインとなったと考えられる。⁽⁵³⁾

表6 中野半左衛門による九州鯨組の刃刺雇用の選択条件 (その1)

中野半左衛門は雇入の刃刺・加子に適當のものを獲んとし、盡力せり。六月晦日、半左衛門は書を産物方手子役田村吉右衛門、神田九郎右衛門に送り、呼子・生月に延留せる刃刺・加子等の雇入と見島捕鯨組の好評なるとを報したり。また河野虎一郎にも書を送り、刃刺・加子は生月の益富又左衛門と呼子の中尾甚六とに属せざるものは端組と称して適當なりざるの多きを告げ、良好のものをえたるを申告せり。なお、半左衛門は兵衛、藤右衛門と共に福岡到着以後、九州に於ける刃刺・加子等雇入の概況を覚書として稟書したり。其要次の如し。 (一) 三人下関より早船に乗して福岡に着し、湊屋治郎右衛門の報せる姫島の組株売却の有無を照合せり。此組建ハ去年の新設にして其銀高百参拾貫余を要したり。長藩に之を購買せんことを欲し、百方其價格の低廉を交渉したるも遂に応ぜざるを遺憾とせり。 (二) 呼子浦に赴き、中尾甚六別当唐津屋政右衛門の兄河口屋貞治の宅に投じ、刃刺・加子の雇傭を開始せり。 (三) 刃刺に益富組・中尾組の両派あり。他を端組と称して其雇傭は頗る困難なり。然るに見島組の事情は九州の刃刺・加子既に之を知り、益富・中尾両組監理の網代に劣らずとなし。之に赴かんとするもの尠少ならず。依りて意外に良好の刃刺・加子を雇いえんとす。 (四) 見島組の網代は四百五・六十年前に五島の松島と五郎なるもの之を開きて漁事を営み、高見山に鯨壺千頭の塚を建てたることありて、呼子・生月には之を伝へたり。 (五) 中尾甚六組に見島捕鯨の歌謡を伝へたり。刃刺雇傭の契約成立せば、吉例として之を謡うを常となしたれば、吾等防長の国威の他に輝けるを感謝する所なり。 (六) 刃刺其他は証左に時日を要したるも、概ね生月・呼子・五島・大村等にて之を雇いたり。 (七) 刃刺等は見島の捕鯨を三結組に建設せば必ず参拾頭を獲得すべし。若し大漁にならば九州にも勝るべしとして各競い居れり。 (八) 肥前立目の刃刺、備後田島の加子の作業を探聞し、之を今春の見島に住せる加子に比して試に抜群の差異あるなり。 (九) 呼子より人を備後の田島に遣し、彼の地の加子を雇わしめたり。 (十) 刃刺・加子は既に良好のものを雇いたれば、組株の購買成らば必ず大漁あるべきを思惟し、帰国後に詳報して詮議を請わんとせり。 (十一) 中尾甚六組小川浦の捕鯨税銀毎年八拾五貫匁を唐津藩に納めたり。去年不漁なりしも、なお貳拾頭を獲得たれば其利知るべし。 (十二) 益富又左衛門組前目・御崎の捕鯨税銀毎年百五拾貫平戸藩に納めたり。 (十三) 益富又左衛門、中尾甚六の二人本邦稀有の鯨組司なるを聞きしに勝り、其の規模頗る大なり。

備考) 原史料の漢数字に括弧と句読点を付け、表記を含め読みやすい形に整えた。「増富」の表記を「益富」に統一した。
出所) 「忠正公伝 第17編第9章第1、2節 (岡公伝史料、№1626)」(山口県文書館所蔵) より作成。

表7 中野半左衛門による九州鯨組の刃刺雇用の選択条件 (その2)

- (1) 私共一建下ノ関より早船を借切、筑前福岡江着岸。萩湊屋治郎衛門より申越候。姫島組之組株開合候所、去辰年新規ニ取立相成候。株一立正銀百三拾貫目余相懸り候分、売払被仰付候との事に付、御国御求ニ相成候得者、至而宜敷御都合ニ奉存、種々値段應對仕見候得共、縮ル処相談落合不申残念ニ奉存候。
- (2) 夫より呼子浦ニ渡り、中尾甚吉方別当唐津屋政右衛門兄川口屋定治方止宿、刃刺・加子等雇入ニ取懸り申候。
- (3) 当地罷下候而追々承合候所、人雇立至而肝要之趣ニ而上、刃刺之分ハ益富組・中尾組之外ハ端組と唱候而、中々召抱六ツケ敷御座候。然処見島組之義ハ当春漁事之様子網代旁九州より罷越候。刃刺帰国之上相通居候ニ付、一等承知仕居見島之義ハ益富・中尾両家之受持居候網代ニも劣り不申浦と申候而、刃刺共罷越度心底有之、存外宜敷人物雇立相成大慶此事奉存候。巨細帰国仕候所可申上候。
- (4) 見島網代之様子ハ呼子・生月辺ニ而ハ由来相分り居、四百五・六拾ケ年已前五島松島と五郎と申者開立、無類之漁事仕、同所高見山江追々取得鯨千本之塚見島浦高見山ニ築キ有之候と申候。
- (5) 中尾甚六組毎年組出之節見島鯨ハ誰の取染と申候。鯨歌謡イ候由、此度刃刺雇入契約之節ハ吉例之由ニ而、右之歌謡イ、御国之御威光相輝キ、私共式迄難有奉感戴候。
- (6) 別紙之人数刃刺其外雇立仕候。役筋印形取付ケ旁所全手間費多御座候。生月・呼子・五島・大村等手分ケ仕雇方仕候。
- (7) 刃刺其外申分ニ見島組先年より之様子尚当春之漁事等考合仕候得ハ、三結組ニして組立被仰付候へハ、三拾本之鯨ハ慥ニ取得相違無之、其余大漁ニ相成候得ハ、九州ニも勝り可申と皆々競居申候。
- (8) 九州刃刺肥前内目・備後田島加子働之様子於当所追々承り合候へハ、当春見島之地加子共之所業と考合仕候得ハ、誠抜群之相違ニ御座候。
- (9) 田島加子雇立之儀も当初より手分ケニして吾人差立申候。
- (10) 前断申上候通刃刺・加子等ハ無類之者共手ニ入申候間、此上ハ組株相調候へハ、大漁間違無御座候と決心仕居申候。帰国之上委細可奉申上候間宜敷御詮議被仰付可被遣候。
- (11) 中尾甚六組小川浦之御運上毎年正銀八拾五貫目唐津様江備り申候由、昨年ハ不漁ニ而魚数廿式本之外取得不申候得共、相應之徳用相備り申候由ニ御座候。
- (12) 益富又左衛門組御運上ハ前目・御崎両所ニ而凡百五拾貫目位毎年平戸様江御運上相備候由、鯨値段宜敷候故存分之徳用有之候由ニ御座候。
- (13) 同人・中尾甚六両人ハ実ニ日本一之鯨組司ニ而承り候ニ勝り候。大仕構ニ而万端難尽筆紙帰国之上万々可申上候。

備考) 句読点を付けて、括弧内の数字を算用数字とし、「嶋」の表記を「島」、「増富」の表記を「益富」に統一した。また、「ち」を「より」、「へ」を「して」に変えた。
出所) 前掲「忠正公伝 第17編第9章第1、2節」より作成。

表8 安政4年8月時点の見島鯨組雇入の九州鯨組の刃刺・友押・目代等の名前・出身地と鯨船別人数

刃 刺 (24人)			友押・加子(12人・13人=22艘、合計276人)			目代 (22人)			網大工等 (15人)		
鯨 船	出身地	名 前	鯨 船	出身地	名 前	船人数	出身地	名 前	出身地	名 前	
増刃刺 勢子持双 本持双 双海附 増加子	湊	長右衛門	勢子船	松原	三五郎	13人乗	呼子	清右衛門	網大工	惣右衛門	
	名古屋	友太夫	新川	城棚	助津次郎	13人乗	呼子	吉三郎	魚切	出 来	蔵
	名古屋	久太夫	小 串	井浦	音五郎	13人乗	呼子	伊勢三郎	横野村	清 政	八 吉
	名古屋	金太夫	井 下	川 棚	和次郎	13人乗	呼子	泰三郎	丸 田	政 政	吉 吉
	名古屋	紋太夫	名古屋	名古屋	弥左衛門	13人乗	呼子	伊勢三郎	丸 田	甚 杉	蔵 衛
	名古屋	友太夫	壁 島	壁 島	義五郎	13人乗	生月	徳藤三	丸 田	兵 兵	
	名古屋	茂市蔵	名古屋	名古屋	長伝左衛門	13人乗	生月	館部三	筋人	子 太	助 郎
	名古屋	善熊助	壁 島	壁 島	作次郎	12人乗	生月	館部三	呼 子	松 甚	之 郎
	名古屋	太市郎	松 原	松 原	仁与吉	12人乗	生月	館部三	丸 子	又 三	助 吉
	名古屋	次郎治	名古屋	名古屋	与又吉	12人乗	生月	館部三	呼 子	三 惠	十 蔵
	名古屋	治太夫	呼 子	呼 子	甚三	12人乗	生月	館部三	呼 子	榮 安	蔵 吉
	名古屋	友松左衛門	呼 子	呼 子	文甚兵	12人乗	生月	館部三	呼 子		
増加子	名古屋	安次郎	壁 島	壁 島	為三	12人乗	生月	熊虎八助	田島加子	60人	
	名古屋	次鶴	名古屋	名古屋	蔵 蔵	12人乗	生月	次百			
	名古屋	代鶴					生月	太			
									総人数	397人	

備考) 総人数は397人と記録されており、表の人数を計算すると一致する。この史料では「羽指」と表記されているが、本稿では「刃刺」に統一する。なお、刃刺の玉太夫と名古屋の茂市の間に「生月 小伝」と記されている。

出所) 「捕鯨記録抜萃 6 (両公伝史料、No.703)」(山口県文書館所蔵)より作成。

「目代」とは納屋場の総支配人である別当を補佐する役目を持つ者たちであり、表8からは生月島の壱部浦と館浦等の出身者が二十二人中、十四人みられ、半数以上占めていたことが読み取れる。中尾組で目代と呼称された者たちは、益富組では「若衆」と呼ばれ、同組としても西海地域の漁場で不漁が続くようになっていたので、一部の若衆を送り込んでいたとも考えられる。しかも、文化期(一八〇四〜一八一八)に通・瀬戸崎両浦に出漁した経験を持つ益富組において、不漁が続く西海地域以外で鯨組を開設するという経営戦略にも一致していたのではなからうか。益富組は、前述したように同じ北浦地域の漁場である見島の評判を聞き、先遣隊として若衆を参加させていたと十分推察できる⁵⁴⁾。

次に同じ八月時点の状況を示した史料を以下に載せた。表8と同様に三百九十七人の雇用がみえ、その後に三十人が追加で雇用される予定であった。

【史料二】

覚

一人数三拾人

但、勸農方其外御国内之者渡海可仕候分

一同三百九拾七人

但、九州刃刺・加子其外並備後田嶋加子共二一ツ書之辻先達而名前付立御届申上候分

一同三拾人

但、同所方追而雇入可仕候分

〆四百五拾七人

右見嶋郡鯨組御取立ニ付、当十一月迄二同所渡海之人數前書之通御座候間、御聞届被成置被遣候様、此段宜敷被成御沙汰可被遣候、以上

巳

勸農御内用懸り

八月

中野半右衛門

同

山本寅藏

田村吉右衛門殿

神田九郎右衛門殿

さて、表6・7の(一)(1)からも判明するように筑前国姫島の鯨組株の情報を得ていた。中野は、安政四年(一八五七)六月頃に、その鯨組株の購入に動いていたが、一旦は破談になっていた。しかしながら先述の河口屋と唐津屋の助力があり、その後に好転することになった。鯨組株の購入費が千三百両で、諸経費を入れると千五百両ほどを要したものの、同年九月までにすべての処理を終えている⁽³⁶⁾。

表9には、その鯨組株の内訳を示した。鯨船では新しい勢子船が十二艘、同じく持双船の四艘と双海船の五艘がみられ、うち双海船の一艘は「田島行」であったことが読み取れる。そして表9は、各鯨船で使用する道具と納屋場にて鯨を解体する際に使用する道具で占められていた⁽³⁷⁾。なお、この鯨組株については、表7・8にもみえるように刃刺・友押(船頭)・加子・目代の雇用と組

株＝鯨船・道具類がセットになっていたことがわかる。すなわち、優秀な刃刺・友押・目代等の専門職に合わせて専用の道具が必要であったと考えられる⁽³⁸⁾。

表10には、安政四年(一八五七)七月から翌五年(一八五八)四月までの見島での費用の一覧を示した⁽³⁹⁾。そのなかで、刃刺・加子・目代への給銀は九十四貫八百八十八匁とあり、最も高額であった。それ以外には、九州鯨組からの雇用メンバーを中心とした御手組の四百五十四人全員の飯米、刃刺の夜食米などで七十貫八百目三分、酒代として五貫五百八十目七分がみられた。人件費とそれに見合う食費が、最も多かつたことが判明する。「組方入用」に関する材料や道具代などにも多大な費用がかかっていたこともみえる。中野は、萩藩に対し膨大な出費を依頼し、九州鯨組から大半を雇用して、御手組の編成を完璧に進めることで、二年目の捕鯨事業を成功させたかつたと考えられる⁽⁴⁰⁾。

そこで、表11には九州鯨組の刃刺・友押・加子・目代への給銀のみを具体的に示した。これにも御手組の編成に要した費用や経緯などが正確に記録されており、中野らの御手組としての管理とその能力の高さがうかがえる。九州鯨組からの雇用メンバーへの給銀が細かく決められ、さらに刃刺が高待遇であったことも浮かび上がる。

表12・13には安政四年(一八五七)十一月のメンバー一覧を示した。表12からは、表8の刃刺とほとんどが同じメンバーであったことが判明する。ところが、「平戸生月」の「伝之介」が加わっ

表9 筑前国姫島鯨組株の一覧

1	鯨新網：9口合（新40房入28反）、6口合（新35房入49反）、但70房すぎ立、計77反。		
2	新万かがす：不水入8房、水入48房、きず有り6房、計62房。		
3	新しらせかがす：不水入50房、水入33房、古5房、計88房。		
4	新根芋長かがす：不水入式ツ切40房、水入六切10房、計50房。		
5	新小付長かがす：不水入、計3房。		
6	新投最合かがす：水入少々きず有り取合、計6房。		
7	新漕綱：水入、計6房。		
8	新突出しかがす：不水入6房、水入19房、計25房。		
9	新胴縄かがす：不水入、計8房。		
10	新轆轤綱：計12房。		
11	新矢縄：不水入29房、水入17房、計46房。		
12	新早緒：新水入取合、計40房。		
13	新双海むな掛：1房は有り。1房は田島行、計2房。		
14	双海身縄：1房は有り。1房は田島行、計2房。		
15	勢子船根差芋：水入取合、計10房。		
16	双海梶尻掛：5艘分。		
17	新双海：5艘、内1艘は田島行。		
18	己ら綱：11房。		
19	新勢子船：12艘。		
20	新持双船：4艘。		
21	古綱付船：6艘、内5艘は田島行。		
22	鯨船櫓：176挺、内40挺は田島行。		
23	双海櫓：48挺、内8丁は田島行。		
24	双海ち己帆：6張、内2張は田島行。		
25	金碇：10番、新6番、古4番。		
26	釧万新：53立。		
27	釧新：18振。		
28	釧早矢新：38立。		
29	鯨船帆並道具一切：22艘分。		
30	かがす打居山並道具一切：のみ2本、分銅12、かぎ3つ。		
31	羽釜：70枚、内、田島行。	48	居風呂大小：2つ。
32	風呂：28。	49	米ふるい：2つ。
33	煉釜：5枚。	50	網あわ：3200枚。
34	油壺：6丁入1本。	51	あわ網：150房。
35	金柄杓：2本。	52	手形包丁：6枚。
36	金上子：1本。	53	合鍵：27本。
37	金とう：1本。	54	鑿：26本。
38	釧鑪：12本。	55	山刀：26本。
39	木綿印：32本。	56	尾が鋸並段切：2挺。
40	木綿小指印：32本。	57	大切包丁：20枚。
41	切桶：10挺。	58	小切包丁：85枚。
42	轆轤座板共：6か所。	59	又火箸：2本。
43	かし桶：5つ。	60	熊手鍵：1本。
44	白瀬桶：20挺。	61	耳かき：1本。
45	水樽：30。	62	大火かき：2本。
46	双海わず6丁。	63	大払包丁：12本。
47	大納屋わつ3丁。	64	筋切包丁：4枚。

備考) 句読点を付けた。数を示すものについては漢数字を算用数字、カタカナをひらがなへ変え、「べ」を「計」と表現し、「挺」「丁」はソノママ、また必要な箇所に送り仮名を付けた。(18)は「いばら綱」と思われる。

出所)「捕鯨記録抜萃 3 (両公伝史料、No.700)」(山口県文書館所蔵)より作成。

表10 安政4年7月から同5年4月までの見島鯨組の入用銀一覧

	金 額	内 訳
1	100貫950目	筑前姫島鯨組船・網其外諸道具一卷株代口銭共。
2	94貫888匁	九州刃刺・加子・目代並御国目代共給銀心付等。
3	72貫480目	組方入用之芋・市皮・萩・石州其外において買得代。
4	3貫415匁2分9厘	組方入用之櫓羽・櫓腕買得代。
5	25貫821匁1分9厘	組方入用之諸道具不足之物々新規仕調御買入代銀。
6	374匁9分6厘	萩・見島寺社御初穂銀。
7	7貫178匁3分2厘	組方入用苦蕒縄追々御買入代銀。
8	5貫743匁1分	組方入用日雇職人賃銀。
9	70貫800目3分	組立惣人数454人之内刃刺・加子・山見共377人別1日分9合1勺6才、計535石5斗7升1合1勺、納屋内役人・目代・大工・桶屋・鍛冶屋其外77人別白米7合5勺之当を以此飯米93石7斗8升3合4勺、刃刺夜食米其外配当餅米役船定法入米鼠切欠等相縮43石5斗8升8合2勺9才共惣米高667石9斗4升2合7勺9才之辻代銀。
10	30貫910匁3分	九州呼子・岐志両所並小畑前作事場諸入目代銀。
11	7貫340目7厘	小畑・見島入用之竹木代銀。
12	11貫410匁3分9厘	九州より双海乗廻並所得之鯨萩其外積出於地方大束薪運賃代銀。
13	2貫727匁9分3厘	2月7日取得之鯨1本所務銀・浦打銀・問屋口銭其外代銀。
14	14貫800目	組方入用之大束割木・明松共買得代銀。
15	5貫741匁8分9厘	網かがす其外染入入用之椎皮代銀。
16	5貫580目7分	組立中酒代見島両酒屋通張之前並於九州刃刺・加子雇入に付協方振合を以酒遣し候代銀。
17	48貫689匁9分4厘	見島大納屋建調地坪・石垣組立、魚棚土地堀上げ、双海諸道具仕込之鯨船友押合力、鯨船塗賃、双海登り灘飯米、目代渡油代、鯨船・双海見島浦宿札、蔵舗、薬札、網縄、姫島株買入に付諸入目並九州へ3度鯨掛り之物被差越、備後田島へ加子雇入として両度被差越候路料其外。
計	508貫906匁 3厘	

備考) 漢数字を算用数字に直し、カタカナをひらがなにし、「メ」を「計」に変えた。「匁」「目」の表現はソノママとし、「々」を元の子に直し、「目」が抜けている部分は補って、項目の最後を「代銀」で統一した部分もある。

出所) 「捕鯨記録抜萃 4 (両公伝史料、№701)」(山口県文書館所蔵)より作成。

ていたことがみえ、益富組関係の刃刺であった可能性が高い。表13では三百人ほどの刃刺・友押・加子の宿一覧がわかり、刃刺については勢子船の二〜三番の親父の存在が読み取れる。刃刺の宿は三つに分かれており、おそらく表8・12の刃刺の出身地からして、各親父の配下となる刃刺ごとに宿が細かく決められていたとも考えられる。

表14には、上述の刃刺や目代、友押・加子が八月から十二月にかけて続々入船してきた様子を示した。八月上旬に萩城下へ来着したが、船・網などの準備である「前作事」のために納屋場担当の目代の二十七人であった。彼らの活躍によつて諸道具類が準備され、また彼らの宿の手配が行われていた。なおかつ、表11と合わせてみると、彼らへの賃金・諸費用の手配も進められていたことがわかる。八月中にこれらの目代と、それ以外の刃刺・友押・加子など三百三十七人および田島加子の六十人の合計三百九十七人のメンバーを決定して御内用方へ提出していた。二年目の御手組とはいえ、素早く編成されていた点からも中野の手腕が読み取れる。

そののち十一月七日から入船がみられ、刃刺を中核とした主要なメンバーが十二月十三日に通浦に到着している。そのメンバーが、見島へ到着したのは十二月十六日であった。また中野は、前年同様に殿敷村の酒造業の木村四郎右衛門、通船業の西島屋源八郎を各用達としていた。そして、十一月一日に萩城下の浜崎町人広瀬与三兵衛を「見島鯨組萩売問屋」、同町人河野屋弥兵衛を「見

表11 九州鯨組の刃刺・友押・加子・目代並御国目代共給銀心付等

	金 額	内 訳
1	銭713貫文	刃刺27人給銀。
2	銭70貫文	刃刺27人濡代。
3	金28兩2歩	刃刺居賃。
4	銭18貫640文	刃刺久太夫居賃之分。
5	銭3,820貫800文	鯨船22艘分。1艘に付友押1人加子12人宛。総人数276人賃銀。
6	銭1,745貫500文	目代中賃銀濡代・油代。
7	銭495貫200文	上ノ関双海4艘賃銀其外定法物共。
8	銭240貫文	田島双海2艘給銀並下り雑用船頭2人加勢田島役場付立。
9	銭240貫文	田島加子24人前細工賃1人12貫文宛。
10	銀5貫110匁6分8厘	鯨船双海出増銀。
11	銭14貫700文	田島双海2艘心付其外：3貫400文；田島船頭2人心付。10貫文；加子20人々別500文宛心付。1貫300文；双海引揚賃並たて草代共。
12	銭12貫502文	三蔵船加子福太夫山見へ繰上ゲ、代り加子於見島雇立九左衛門11月22日より正月15日迄日数54日、左平正月16日より4月6日迄日数79日。日数133日1人日別94文宛。
13	銭9貫文	双海6艘臨時給銀心付。
14	銭48貫400文	友押22人々別2貫200文宛定法合力銀。
15	銀15匁	目代伊三郎心付。
16	銭7貫800文	親父刃刺3人々別1貫600文宛、宿老刃刺3人へ人別1貫文宛。定法出精褒美代。
17	銭2貫文	山見福太夫褒美代。
18	銭1貫文	銀太夫組上がり祝儀代。
19	金2朱	目代熊十臨時心付。
20	銀204匁	近藤左兵衛、池永藤右衛門非番の節沖立雇い人夫賃銀並夜中高浪にて双海囲い方雇夫賃銀其外共に辰巳屋伊勢松付出し。
21	銀15匁	跡番山見心付。
22	金1歩3朱	目代中下り雑用代。
23	銀320目	組上がり計油部屋人・筋人・魚切・中切人数20人相渡候分付立。
24	銭19貫200文	双海跡居りの者人別銭3貫200文宛。定法心付の分6艘にて6人分。
25	銀130目	帳役2人、蔵懸り1人。定法心付。
26	銀35匁	15匁：三太郎、10匁：熊十、10匁：泰三郎。定法心付。
27	銀1貫513匁9分3厘	網干の節目代中賃銀並喰出米代銀共。
28	銭3貫400文	已6月於呼子刃刺始めて雇入に付長右衛門、丑太夫、玉太夫3人へ祝儀代。
29	銀350目	九州へ3度罷下り日数100日余懸り骨折へ対し心付。
30	銭9貫800文	友押28人、1人350文宛山見銭・味噌代共定法心付。
31	銭2貫文	1番親父茶米代として心付。
32	銭1貫440文	宿老3人へ定法褒美銭として1人480文宛。
33	銭48貫400文	鯨船22艘へ船別2貫200文宛友押合力入帆代。
34	銭4貫文	刃刺組出祝儀定法の分。
35	銭8貫822文	刃刺日待米として米7斗8升相渡代銭6貫272文茶代。2貫550文於九州相渡分。
計	銭94貫888匁	丁銭7,651貫324文。銀にして85貫14匁7分1厘。銀7貫693匁6分1厘。金29兩1朱。銀にして2貫179匁6分8厘。

備考) 句読点や中黒を付け、漢数字を算用数字、一部のカタカナ・漢字をひらがなへ変更し、表記・表現を統一し、また現行の表記に変えた。但し地名はソノママとし、わかりやすくするために「代」をつけた部分もある。

出所) 前掲「捕鯨記録抜萃 4」より作成。

表12 安政4年11月時点の見島鯨組雇入の九州鯨組の刃刺・友押・加子の名前・出身地

刃 刺 (22人)			友 押 (9人+鯨船9艘の加子103人=112人)		
出 身 地	名 前		出 身 地	名 前	加子人数
肥前国 唐津湊浦	長右衛門		肥前国 唐津加部島	伝左衛門	12人
同 名古屋浦	友太夫		(勢子鯨船壹艘)		
同 湊 浦	久太夫		同 名古屋浦	儀 藏	12人
同 名古屋浦	金太夫		(勢子鯨船壹艘)		
同 湊 浦	紋太夫		同 加 部 島	長 五 郎	12人
同 小 友 浦	樽太夫		(勢子鯨船壹艘)		
同 湊 浦	玉太夫		同 名古屋浦	弥左衛門	12人
同 名古屋浦	茂 市		(勢子鯨船壹艘)		
同 小 友 浦	松 蔵		同 呼 子 浦	与 助	11人
同 名古屋浦	善太夫		(勢子鯨船壹艘)		
同 名古屋浦	熊 蔵		同 名古屋浦	仁 藏	11人
同 平戸生月	之介		(勢子鯨船壹艘)		
同 名古屋浦	市太夫		同 湊 浦	十 四 郎	11人
同 湊 浦	又 治		(勢子鯨船壹艘)		
同 湊 浦	勘 治		同 名古屋浦	三 藏	11人
同 湊 浦	銀太夫		(勢子鯨船壹艘)		
同 小 友 浦	松左衛門		同 加 部 島	為 藏	11人
同 小 友 浦	安 蔵		(勢子鯨船壹艘)		
同 湊 浦	助太夫				
同 名古屋浦	鶴 松				
同 名古屋浦	芳 蔵				
同 名古屋浦	長 太				

備考) 安政4年11月13日に通浦に着船した九州鯨組出身の刃刺・友押・加子であり、他に「耆州目代 熊十郎」の名前もみられる。

出所) 前掲「捕鯨記録抜萃 6」より作成。

表13 安政4年11月20日頃の九州鯨組の宿一覧

	刃刺・友押名	宿主名
刃刺宿	壹番親父 長右衛門	辰巳屋伊勢松所
刃刺宿	貳番親父 友太夫	庄 右 衛 門 所
刃刺宿	三番親父 久太夫	辰巳屋伊勢松所
加子宿	友 新 湊	三平 蔵 所
同	同 呼 子	助 二 郎 所
同	同 名 古 屋	儀 藏 所
同	同 名 古 屋	新左衛門 弥 蔵 所
同	同 名 古 屋	三 仁 蔵 所
同	同 加 部 島	為 五 郎 所
同	同 加 部 島	伝左衛門 兼 蔵 所
同	同 江ノ串	和 五 郎 所
同	同 松原ノ	津 三 郎 所
同	同 名 古 屋	甚 兵 衛 所
同	同 呼 子	三 吉 所
同	同 呼 子	甚 文 所
同	同 松 原	作 治 所
同	同 川 棚	作 太 所
同	同 江ノ浦	清 二 所
同	同 小 串	音 松 所
同	同 畑 下	平 三 郎 所

備考) 本史料には「舸子」と記載されているが、本文や他表と同様に「加子」と表記した。刃刺宿の前の冒頭部分に「一 道具納屋」と記載されているが、省略した。

出所) 前掲「捕鯨記録抜萃 6」より作成。

島鯨組御献上問屋」に取り決めていた。中野以下、表3と同様の役付を中心としたメンバーが、十二月五日までに見島へ向けて出発している。⁽⁸⁹⁾

ところで、表14にもみえる萩藩領内の上関から鯨船二艘の二十人が瀬戸崎浦に入船したことが浮かび上がる。⁽⁹⁰⁾ それを示す史料が以下である。

【史料三】

覚

一 鯨船壹艘

上ノ関さう島

船頭 新之丞

表 14 九州鯨組の刃刺・友押・加子・目代の再来状況

見島捕鯨組建の芋・網其他の施設準備の為に雇傭せる刃刺・加子の中、武拾七人先ず八月二日より同八日までに逐次来着せんとせり。其武拾七人は肥前呼子浦の清右衛門、伊三郎、泰三郎、伊勢藏、徳藏、藤三郎、杉藏、松之助、恵十、同名古屋浦の吉助、助藏、同片島の惣右衛門、同横野村の出来藏、同壱部浦の禎藏、亀八、三太、東市、元吉、力藏、二六、熊助、虎三郎、八百藏、太作、館浦の甚助、住藏、利作なり。

八月朔日半左衛門之を産物方手子田村吉右衛門、神田九郎右衛門に稟報し、且つ他国人の移住せんとするを申告せり。翌二日清右衛門、伊三郎、松之助、甚助、利作、東市、元吉の七人先ず来着せしかは、半左衛門は浜崎吹上町河野屋弥兵衛の宅に宿せしめて之を吉右衛門、九郎右衛門に稟告したり。弥兵衛は見島の鯨問屋を業とせり。半左衛門は捕鯨の工場の落成せるを俟ち、茲に小屋を設けて清右衛門等七人を住せしめんとしたり。然るに産物方は他国人の移住の煩あらんことを慮り、三日半左衛門を召し、九郎右衛門をして七人の各旅宿に住すべく命せしめて之を達せり。

尋ねて八日伊勢藏、杉藏、恵十、泰三郎、吉助、助藏、惣右衛門、出来藏、亀八、熊助、虎次郎、八百藏、太作、住藏の拾四人来着せしかは即日半左衛門之を吉右衛門、九郎右衛門に稟申し、住所の指示を請いたり。

是日半左衛門は見島組の刃刺長右衛門、友太夫、久太夫、金太夫、紋太夫、樽太夫、玉太夫、茂市、松藏、善太夫、熊藏、助太夫及び市太郎、次郎(勢子持双)、勘治、又治(本持双)、銀太夫、松左衛門、五次太夫、安藏、音次郎、代藏(双海付)、鶴松、芳藏(増加子)の武拾四人、友押勢子船拾参人乗、三五郎、助次郎、津和次郎、音松、和五郎、清次郎、平三郎、龍吉、弥左衛門、義作、長五郎、伝左衛門の拾式隻、百五拾六人、拾式人乗(持双)、作次郎、仁藏、与助、又吉の四隻、四拾八人、同じく拾式人乗(双海付)、甚吉、三吉、文藏、甚兵衛、為藏、三藏の六隻、七拾式人、目代清右衛門、伊三郎、吉助、泰三郎、伊勢藏、徳藏、藤三郎、禎藏、甚助、亀八、住藏、三太、藤市、利作、元吉、力藏、二六、熊助、虎次郎、八百藏、助藏、太作、網大工惣右衛門、魚切出来藏、清八、政吉、弥吉、甚吉、杉藏、政兵衛、筋人松之助、甚太郎、又助、三吉、恵十、栄藏、安吉の参拾七人を合して参百参拾七人、外に田島加子六拾人と共に惣計参百九拾七人の面着帳を産物方へ提出せり。

なお刃刺・加子参拾人を九州より雇傭し、勸農方其外国内のもの参拾人と共に十一月までに見島に渡航せしめんとせしかはすべて四百五拾七人となれり。

半左衛門、寅藏之を吉右衛門、九郎右衛門に稟申し。斯くて雇傭の刃刺、肥前の安吉、好松、忠次郎、壱岐の直助、定助の五人、十月十日に来着せしかは翌十一日半左衛門、寅藏之を吉右衛門、九郎右衛門に稟報し、且つ小畑浦工場的小屋に住せしめんことを申請したり。

尋て十一月七日上関鯨船式隻、船頭式人、加子拾八人合して武拾人搭乗して瀬戸崎浦に着せり。半左衛門、寅藏直に之を見島に渡航せしめて産物方来栖源兵衛に申報したり。是日同じく上関鯨船式隻、船頭式人、加子拾八人を乗せて着せしかは半左衛門、寅藏は直に之を見島に航せしめんとし、翌八日其由を源兵衛に申告せり。

半左衛門、寅藏は肥前の政右衛門、甚助、清右衛門、伊三郎、住藏、藤市、惣右衛門、利作、元吉、熊助、虎作、恵十、徳藏、助藏、太作、八百藏、丈助、安吉、清八、九平次、備後の為次郎、安右衛門、又右衛門、五吉、卯平、安吉、文吉、伝助、常助、熊吉、常吉、房吉、長吉、坂松、甚五の参拾五人をして十二月五日を期し、見島に渡航せしめんとし、之を吉右衛門、九郎右衛門に稟申したり。

また、雇傭せる肥前の長右衛門、友太夫、久太夫、金太夫、紋太夫、樽太夫、玉太夫、茂市、松藏、善太夫、熊藏、伝之介、市太夫、又治、勘治、銀太夫、松左衛門、安藏、助太夫、鶴松、芳藏、長太の武拾式人、同国友押伝左衛門、勢子鯨船壹隻加子拾式人、儀藏同壹隻加子拾式人、長五郎同壹隻加子拾式人、弥左衛門同壹隻加子拾式人、与助同壹隻加子拾壹人、仁藏同壹隻加子拾壹人、十四郎同壹隻加子拾壹人、三藏同壹隻加子拾壹人、為藏同壹隻加子拾壹人すべて九隻員数百拾式人、壱岐目代熊十郎と共に十三日前大津通浦に着せり。

翌十四日の半左衛門、寅藏之を源兵衛に申報し、順風を俟ちて皆見島へ航せしめんとする由を稟告したり。

十六日半左衛門は捕鯨用掛近藤左兵衛、見島組頭取池永藤右衛門、納屋人参拾七人、刃刺武拾式人、大工壹人、鍛冶壹人、鯨船加子百式拾五人、双海加子式拾八人合して武百八人と共に鯨船拾式隻に分乗して見島浦に着し、即日寅藏と連署して之を権八郎に申告せり。

斯くて二十六日加子参拾八人、また鯨船参隻に分乗して見島に着せしかは半左衛門、寅藏直に之を権八郎に申報したり。尋ねて十二月二十四日加子式拾六人、鯨船式隻に乗して同じく見島浦に着しければ即日半左衛門、寅藏之を権八郎に申告せり。

備考) 句読点を付け、表記・表現を含め改行して読みやすい形に整えた。また「雇傭」はソノママとした。
出所) 「刃刺・加子の再来」(前掲「忠正公伝 第17編第9章第3節」)より作成。

一 鯨船老艘

同所同島

加子 九人

船頭 大吉

加子 九人

右見島鯨組御雇入加子、今七日瀬戸崎浦江着船仕候二付、
順風次第見島江渡海為仕候間、此段御聞濟被仰付宜敷被成
御沙汰可被遣候、以上

巳

勸農御内用懸り

十一月

中野半左衛門

同

山本寅藏

来栖源兵衛殿

ここにもあるように、萩藩領内の上関周辺の諸島からも双海船の船頭(友押)・加子を雇用し、前述のように双海船と鯨網の操作に非常に長けていた田島浦の捕鯨技術を学ばせることが目的であつたと考えられる。中野は西海地域の呼子浦、生月島、杵岐島から、沖場で活動する刃刺・友押・加子や納屋場の目代等の専門職を雇用して見島鯨組を編成する以外に、瀬戸内海の網船に長けた船頭・加子を積極的に雇用して御手組を編成していたのであつた。⁽²²⁾

なお、二年目の御手組の給与の飯米について表15に示した。すべての鯨船について載せられていないが、中野は友押と加子を雇用するために、これだけの大量の米を準備し、かつ正確に帳簿に

つけてコントロールしていたことが読み取れる。米の仕入に関しては萩藩の支藩である長府藩下関からも送られ、六百六十七石九斗四升二合七勺九才ほどを手配していた。このように、四百人前後が活動する鯨組を取り仕切るには大変な手間がかかったことが理解できる。鯨組の活動に関してもとは素人に近かつた中野が、御手組の編成において次から次へと難題を乗り越えて、萩藩の一大捕鯨事業に取りかかっていた点は高く評価しておきたい。⁽²³⁾

以上、安政四年(一八五七)八月から翌五年(一八五八)三月にかけての見島の御手組において、九州鯨組から雇用した数百人規模の専門職で組織を編成していたことが明らかになった。そのため膨大な経費を必要としたことを述べたが、これだけの多額の費用をかけても、安政五年(一八五八)二月七日に捕獲した勢美鯨一頭のみであつた。二年目は、百五十日間の期間のなかで三十四頭の鯨と九回の鯨群が発見されていたものの、網代の縮小や初年度と比べて鯨の回遊数が少なかったことが不漁になった原因と考えられる。⁽²⁴⁾ 中野は同五年(一八五八)四月六日に撤去を開始して、同月十四日までに全員が萩城下に帰着した。⁽²⁵⁾

五、おわりに

第一には、安政三・四年(一八五六・五七)に、まず通・瀬戸崎両浦の地下組と九州鯨組の刃刺および萩藩領内の室積浦の加子が混在した御手組が見島において編成された。萩藩が、この見島

表15 安政4～5年の友押・加子雇用の勤務日数に対する給与の飯米

出身地		名 前	乗組人数	勤務日数	給与の飯米
1	江 串	和 五 郎	13人	156日	21石4升9合6勺8才
2	名古屋	弥左衛門	13人	155日	21石2斗9升7合
3	松 原	三 五 郎	13人	151日	20石7斗1升7勺6才
4	名古屋	磯 藏	13人	155日	20石4斗1升3合6才
5	壁 島	長 五 郎	13人	155日	20石2斗6升1合9勺2才
6	壁 島	伝左衛門	13人	155日	20石2斗2升5合2勺8才
7	新 城	助 次 郎	13人	156日	20石1斗7升9合4勺8才
8	湊	十 四 郎	12人	155日	19石5斗5升6合6勺
9	川 棚	津和次郎	13人	149日	19石7升1合1勺2才
10	川 棚	作 太 郎	13人	149日	18石9斗1升5合4勺
11	呼 子	与 介	12人	155日	18石8斗6升9合6勺
12	名古屋	仁 藏	12人	155日	18石7斗3升2合2勺
13	壁 島	為 藏	12人	155日	18石6斗5升8合9勺2才
14	名古屋	甚 兵 衛	12人	155日	18石6斗1升3合1勺2才
15	江 浦	清 次 郎	13人	145日	18石5斗6升7合3勺2才
16	松 原	作 次 郎	12人	147日	18石5斗2升1合5勺2才
17	呼 子	文 藏	12人	155日	18石2斗7升4合2勺
18	呼 子	甚 吾	12人	155日	18石2斗6升5合4才
19	呼 子	三 吉	12人	155日	18石1斗5升5合1勺2才
20	名古屋	三 藏	12人	155日	17石5斗6升8合8勺8才
21	田 島	源 介	10人	149日	17石3斗4升9合5勺4才
22	田 島	為 次 郎	10人	149日	17石3斗3合7勺4才
23	小 串	重 藏	13人	135日	17石2斗1升1合6勺4才
24	畑 下	平 三 郎	13人	136日	17石1斗2升9合2勺
25	上 関	五郎兵衛	10人	162日	14石8斗3升9合2勺
26	上 関	坂 五 郎	10人	162日	14石8斗3升9合2勺
27	上 関	大 吉	10人	161日	14石7斗4升7合6勺
28	上 関	新 之 丞	10人	161日	14石7斗4升7合6勺
29	縄網船	定 九 郎	10人	123日	11石2斗6升6合8勺

備考) 29) は出身地が記載されていなかったために、船の種類をそのまま記した。

出所) 「鯨組の飯米」(前掲「忠正公伝 第17編第9章第3節」)より作成。

に着目した理由としては、九州鯨組が文化・天保期(一八〇四～一八四四)に見島に対し出漁を試みたことがあった。その時の経緯が加味され、安政期(一八五四～一八六〇)の産物取立政策の一環として、見島において九州鯨組の専門職を活用した御手組の捕鯨事業が開始された。これにより北浦地域の各漁村の鯨組は、西海地域の優れた鯨組の組織編成の実情を目的の当たりにすることになった。⁽⁷⁶⁾

第二には、萩藩が九州鯨組からの膨大な雇用に踏み切った背景として、九州鯨組がとくに文化期(一八〇四～一八一八)において三回にわたって通浦と瀬戸崎浦に出漁し、その際に九州鯨組が自らの技術力の高さを示したことがあった。この接点が見島の一年目において、通・瀬戸崎両浦が容易に九州鯨組の刃刺との協同による鯨組を承諾したと考えられる。さらに二年目では、御手組を再編成するうえで九州鯢組の出身者が中核となる要因の一つになった。つまり、北浦地域の伝統ある捕鯨の漁村が、九州鯢組と文化期(一八〇四～一八一八)からのつながりがあったことを活用して計画を立てた中野の提案に、萩藩が次々と資金提供などを承諾していったということであろう。⁽⁷⁷⁾そして、二年目は九州鯢組のなかで、とりわけ呼子浦の中尾組の関係者が援助して、見島での御手組を推進させていた。

第三には、二年目の安政四・五年(一八五七・五八)では、九州鯢組から数百人規模の刃刺・友押・加子・目代などの専門職を雇用するに至ったが、九州鯢組が従来雇用してきた瀬戸内海(備

後田島等)からの網船の船頭(友押)・加子もそのまま雇用されていた。言わば、この時期に萩藩の御手組において、藩領域を越えた鯢組の大規模な組織編成が行われていたのであった。見島での御手組が二年目であったことで、設備投資や人員確保には並々ならぬ努力がみられた。すなわち、萩藩という大藩の資金力、さらに藩政改革といった大きな背景のなかで、安政期(一八五四～一八六〇)という近世日本捕鯨業の衰退期において、御手組による巨大鯢組の編成に成功した要因が浮かび上がった。したがって、簡単には止められない藩政改革に基づいた一大事業でもあった。⁽⁷⁸⁾

第四には、寛政期(一七八九～一八〇二)以降に九州鯢組が出漁を積極的に進めるようになった理由としては、西海地域において漁場を独占するに至った巨大鯢組の組織発展と、安政期(一八五四～一八六〇)以降のそれらの解体がみられたことがあげられる。⁽⁷⁹⁾第二で触れた中尾組もその一つであり、見島での御手組開設がちょうど衰退期に入っていた西海地域における巨大鯢組の刃刺・加子の受け皿となった。拙稿に引き続き本稿の検討からも、九州鯢組と北浦地域の捕鯨業の強い関係性がみられた。だからと言って、北浦地域の漁場が西海地域の漁場に含まれていたとの見解も見受けられるが、それについては近世商業経営史・近世経済史を専門分野とする筆者からすれば大きな異論があり、今後のさらなる検証が必要であろう。⁽⁸⁰⁾

第五には、見島において御手組が短期間で編成した要因とその活動の背景には、中野の熱意と尽力、そして何よりも素早い決断

と手際の良さがみられた。中野が、通・瀬戸崎両浦と川尻浦の三漁村における窮乏やそれらの対立を緩和するための手立てとして立案したことも重要であった。本稿では中野のみを強調したが、中野以外にも九州へ視察として出張した山本惣右衛門や池永藤右衛門などが果たした役割も大きかった。最後に余談であるが、本稿で使用した多くの関係史料からは、彼らが御手組を成功させるための不屈の精神と遂行能力の高さを感じ取ることができたことを記しておきたい^③。

次稿の課題として、見島において一年目の御手組の構成メンバーから外れた川尻浦による須佐浦(図1参照)への出漁や、安政五年(一八五八)以降の九州鯨組より雇用された状況、そして本稿で深く足を踏み入れなかった九州鯨組との雇用条件などをあげておきたい。次稿では、本稿の内容との相互作用を鮮明にすることは当然として、安政期(一八五四～一八六〇)の西日本近海の捕鯨業の展開状況としても一層深化させねばならない。

注記

- (1) 拙稿「長州捕鯨業と九州鯨組との関係の一考察―寛政二・三年大村藩深澤与六郎組入漁から探る―」(『神奈川大学日本常民研究所年報二〇一四』二〇一六年)、同「文化期、通・瀬戸崎両浦への九州鯨組の入漁事情」(『山口県地方史研究』第一一七号、二〇一七年)、同「近世西日本近海における鯨組の出漁と漁場利用の変化」(『歴史地理学』第六一卷第一号、二〇一九年)。

- (2) 拙稿「天保期における長門国見島浦への九州鯨組の入漁背景とそ

の条件」(『地域漁業研究』第五八巻二号、二〇一八年)、同「天保期、長門国須佐浦への九州鯨組の入漁背景とその条件」(『山口県地方史研究』第一一九号、二〇一八年)。なお本稿では、「島」全体を指す表現以外に、漁村には「浦」を付けて表現している。

- (3) 多田穂波『見島と鯨』(見島と鯨編纂会、一九六八年)、『萩市史第二巻』(萩市、一九八九年)一二三～一五〇頁が最も詳しい。次いで、徳見光三『長州捕鯨考(再版)』(長門地方史料研究所、一九七一年)八一～九九頁や河野良輔『長州・北浦捕鯨のあらまし』(長門大津くじら食文化を継承する会、二〇〇五年)六・一九～二一・三一～三三頁、『山口県史 史料編 幕末維新五』(山口県、二〇一二年)一七～一九・三九～四〇・三五九～四六五頁のなかで取り上げられている。これら以外に安政期(一八五四～一八六〇)の御手組については、羽原又吉『日本漁業経済史 上巻』(岩波書店、一九五二年)四七五～四八四・五〇〇～五〇四頁、近藤勲『日本沿岸捕鯨の興亡』(山洋社、二〇〇一年)八三～八七頁、『長門市史 歴史編』(長門市、一九八一年)三九五～三九六頁、小川國治編『長州と萩街道(街道の日本史)』(吉川弘文館、二〇〇一年)八〇～八一頁などで触れられている。

- (4) 『山口県史 通史編 幕末維新』(山口県、二〇一九年)三一～四五頁、『山口県史 史料編 幕末維新一』(山口県、二〇〇二年)一～一六頁、田中彰『幕末の藩政改革』(塙書房、一九六五年)一～二四七頁、三宅紹宣『幕末・維新时期長州藩の政治構造』(校倉書房、一九九三年)一～三五六頁、井上勝生『幕末維新政治史の研究』(塙書房、一九九四年)一～四八五頁、『萩市史 第一巻』(萩市、一九八三年)七九八～八〇三頁などを参照。

- (5) 田中前掲書、六三～七〇頁、井上前掲書、二九～三一頁、前掲『山口県史 史料編 幕末維新一』二頁、前掲『山口県史 通史編 幕末維新』三三・四一頁、前掲『萩市史 第一巻』七九四～七九七頁、

- 『秋市史 年表』(秋市、一九八九年) 三二～三三頁、小川国治編『山口県の歴史』(山川出版社、一九九八年) 二五〇～二五二頁などを参照。
- (6) 前掲『山口県史 通史編 幕末維新』四九～一一四頁、前掲『山口県の歴史』二五二～二五七頁。
- (7) 前掲『長門市史』三九五頁。
- (8) 戸島昭「大津郡捕鯨紛議(四)―近世、瀬戸崎浦と川尻浦の対立―」(『山口県文書館研究紀要』第二二号、一九九四年) 一～一七頁、多田前掲書、三八～三九頁、前掲『山口県史 通史編 幕末維新』二二二頁。「瀬戸崎浦の捕鯨組合の成立」。「瀬戸崎鯨漁沖組歩分ヶ証札之事」(「忠正公伝 第十七編第九章第一、二節」…「両公伝史料、No. 一六二六」山口県文書館所蔵)。
- (9) 前掲拙稿「近世西日本近海における鯨組の出漁と漁場利用の変化」一三頁、前掲『長門市史』三八八～三九五頁。前掲「瀬戸崎浦の捕鯨組合の成立」、前掲「瀬戸崎鯨漁沖組歩分ヶ証札之事」。
- (10) 戸島前掲論文、一七頁、多田前掲書、四二頁。多田穂波「見島と九州鯨組及び漁人(二)」(『西日本文化』第八〇号、一九七二年) 三八頁、前掲「瀬戸崎浦の捕鯨組合の成立」、前掲「瀬戸崎鯨漁沖組歩分ヶ証札之事」。
- (11) 前掲『山口県史 通史編 幕末維新』二一八～二四一頁、前掲『秋市史 第二巻』一二三二～三三頁、前掲『山口県史 史料編 幕末維新』三九～四〇頁。
- (12) 前掲『秋市史 第二巻』一二二五～五〇頁、多田前掲書。
- (13) 「捕鯨記録抜萃 六」(「両公伝史料、No. 七〇三」山口県文書館所蔵)に、安政三年(一八五六)七月から同六年(一八五九)までの中野半左衛門・山本惣右衛門や御手組の動向がわかる史料が掲載されている。「見島鯨組設立要綱」「見島浦鯨組荒目途」(「忠正公伝 第十七編第九章第三節…両公伝史料、No. 一六二七」山口県文書館所蔵)。
- 「捕鯨記録抜萃 二」(「両公伝史料、No. 六九九」山口県文書館所蔵)。費用の見積りについては「捕鯨記録抜萃 五」(「両公伝史料、No. 七〇二」山口県文書館所蔵)にもみられる。前掲『秋市史 第二巻』一二三三頁、多田前掲書、四二～四八頁。
- (14) 前掲「見島鯨組設立要綱」、前掲「見島浦鯨組荒目途」。前掲『秋市史 第二巻』一二三三頁。鯨組における冬組と春組については、「勇魚取絵詞」(宮本常一他編『日本庶民生活史料集成』第一〇巻、三一書房、一九七〇年、二八五頁)。
- (15) 前掲「見島鯨組設立要綱」、前掲「見島浦鯨組荒目途」。前掲『秋市史 第二巻』一二三三頁。
- (16) 前掲「見島鯨組設立要綱」、前掲「見島浦鯨組荒目途」。前掲『秋市史 第二巻』一二三四頁、多田前掲書、四七頁。
- (17) 前掲「見島鯨組設立要綱」、前掲「見島浦鯨組荒目途」。前掲『秋市史 第二巻』一二三四頁。
- (18) 前掲「見島鯨組設立要綱」、前掲「見島浦鯨組荒目途」。前掲『秋市史 第二巻』一二三四頁。
- (19) 前掲「見島鯨組設立要綱」、前掲「見島浦鯨組荒目途」。前掲『秋市史 第二巻』一二三四～四五頁。
- (20) 前掲「見島鯨組設立要綱」、前掲「見島浦鯨組荒目途」。前掲『秋市史 第二巻』一二三四～四五頁。前掲「捕鯨記録抜萃 二」のなかに、嘉永五年(一八五二)に通浦において双海船である「大双海中双海 四艘」分として、「室積加子四拾八人船拾貳人乗」で雇用していたことがみえる。つまり、安政期(一八五四～一八六〇)以前から室積浦の双海船の船頭(友押)・加子とのつながりがあったと言えよう。
- (21) 前掲「勇魚取絵詞」二八六頁に、「八月中旬より備後田島の者五十余人下り来て、御崎納屋場にて網作あるいは網をはじめ、翌年の春まで逗留て双海船の加子ともなり」とあるように、益富組などの

九州鯨組が確保していた可能性が十分ある。九州鯨組と田島浦の関係については、この他に柴田恵司「九州鯨組を支えた備後納と田島の人々」(『海史研究』第五三号、一九九六年)、『内海町誌』(内海町、二〇〇三年)一四三～二〇二頁を参照。

- (22) 前掲「見島鯨組設立要綱」、前掲「見島浦鯨組荒目途」、「本書来三月組上ヶ之頃」於見島試鯨漁被差免候事、覚「池永藤右衛門見島出張」(前掲「忠正公伝」第十七編第九章第三節)。前掲「萩市史 第二卷」一二三三頁、多田前掲書、四七頁。

- (23) 前掲「長門市史」三九四～三九五頁、前掲「萩市史 第二卷」一二三六頁。

- (24) 前掲「見島鯨組設立要綱」、前掲「池永藤右衛門見島出張」。前掲「捕鯨記録抜萃」六。前掲「萩市史 第二卷」一二三七～三八頁、多田前掲書、五六～五八頁。

- (25) 前掲「池永藤右衛門見島出張」、「見島組の役員」(前掲「忠正公伝」第十七編第九章第一、二節)。前掲「捕鯨記録抜萃」二、前掲「捕鯨記録抜萃」六。前掲「萩市史 第二卷」一二三八頁、多田前掲書、四九～五三頁。

- (26) 前掲「山口県史 史料編 幕末維新五」三七一～三七二頁。前掲「捕鯨記録抜萃」二。前掲「萩市史 第二卷」一二三六～三八頁、多田前掲書、五六頁、多田前掲「見島と九州鯨組及び漁人」(二)「三九頁。多田によれば、川尻浦の鯨組が須佐浦への出漁が決まっていたためにはずされたとの見解がある。次の課題としておきたい。ほかに前掲拙稿「天保期における長門国見島浦への九州鯨組の入漁背景とその条件」を参照。

- (27) 前掲「山口県史 史料編 幕末維新五」三七三～三七四頁。

- (28) 「見島浦捕鯨の施設」(前掲「忠正公伝」第十七編第九章第三節)。前掲「捕鯨記録抜萃」五、前掲「捕鯨記録抜萃」六。前掲「萩市史 第二卷」一二三八頁、多田前掲書、一〇一～一〇二頁。

- (29) 前掲「見島浦捕鯨の施設」。前掲「捕鯨記録抜萃」二、前掲「捕鯨記録抜萃」五。前掲「萩市史 第二卷」一二三八～三九頁、多田前掲書、六〇～六三頁。

- (30) 前掲「見島浦捕鯨の施設」。前掲「捕鯨記録抜萃」五。前掲「萩市史 第二卷」一二三九頁、多田前掲書、六三～六六頁。なお、「捕鯨記録抜萃」三(「両公伝史料」No.七〇〇)山口県文書館所蔵からは、安政三年(一八五六)六月に通浦において九州鯨組より刃刺の四人と友押の五人、さらに室積浦から双海船の友押(小頭)・加子の四十八人を雇用する計画を立てていたことがわかる。

- (31) 「中野半左衛門等の見島出張と刃刺の誓約」(前掲「忠正公伝」第十七編第九章第三節)。前掲「捕鯨記録抜萃」五。前掲「萩市史 第二卷」一二三九～四一頁。

- (32) 前掲「中野半左衛門等の見島出張と刃刺の誓約」。前掲「萩市史 第二卷」一二四一頁、多田前掲書、七六～八二頁。

- (33) 前掲「見島浦捕鯨の施設」。九州鯨組からの一部の雇用であったが、西海地域のいずれの鯨組の出身であったかは、山口県文書館所蔵の史料群から現時点では不明である。

- (34) 前掲「中野半左衛門等の見島出張と刃刺の誓約」。前掲「捕鯨記録抜萃」五、前掲「萩市史 第二卷」一二四一頁、多田前掲書、六七～七一頁。

- (35) 多田前掲書、七五～七六頁では「庄屋元への受状」となっている。

- (36) このような現地での鯨組の規則については、西海地域では中尾組系列の生島組における鯨組の規定が非常に参考になる。これに関しては、中園成生・安永浩「鯨取り絵物語」(弦書房、二〇〇九年)一七六～二七〇頁を参照。現場の管理システムを探るうえで有効な史料となる。

- (37) 前掲「中野半左衛門等の見島出張と刃刺の誓約」。そこには「刃刺の誓約」とあり、したがって本文と表5ではその表現を使用した。

前掲「捕鯨記録抜萃 五」にも「安政四巳ノ三月 御受状を以申上候事」として同様の史料がみられる。多田前掲書、七二〜七四頁では「(前略) 鯨組の規律の厳格を漁人に迫り、次のような注意」として、表5の史料が紹介されている。

- (38) 多田前掲書、七二頁には、「(前略) ことの他、鯨組の漁人は血気盛んな若者が多く、土民および渡海人との摩擦を恐れ、これを避けるために(後略)」とある。

- (39) 多田前掲書、七二頁には、「一、通・瀬戸崎両組ヲ以テ和シ、同所ニ一組ノ御仕法ニ在リ候儀ニ付睦敷ク申合せ、成丈ケ海上出風之廻より漁事肝要と入、御事一同その旨ニ全力囃分ケ宜敷之儀申立、勿論仕宜敷候事」とある。

- (40) 多田前掲書、七六頁。

- (41) 前掲「中野半左衛門等の見島出張と刃刺の誓約」。前掲「捕鯨記録抜萃 五」の「安政四巳四月 見島鯨組覚書」のなかに、見島の漁場における鯨の回遊状況と捕獲活動が詳細に読み取れる史料が掲載されている。前掲「萩市史 第二巻」一二四頁、多田前掲書、八七〜九三頁、多田前掲「見島と九州鯨組及び漁人(二)」三九頁。

- (42) 前掲「中野半左衛門等の見島出張と刃刺の誓約」。前掲「捕鯨記録抜萃 五」。前掲「萩市史 第二巻」一二四〜一二五頁、多田前掲書、九一・一〇一頁。

- (43) 「捕鯨施設の撤去と其費銀」(前掲「忠正公伝 第十七編第九章第三節」)。前掲「捕鯨記録抜萃 五」、前掲「捕鯨記録抜萃 六」。前掲「萩市史 第二巻」一二四頁、多田前掲書、九三〜一〇一頁。

- (44) 前掲「捕鯨施設の撤去と其費銀」、「見島鯨組御米銀請払御算用一紙」「書捨」(前掲「忠正公伝 第十七編第九章第三節」)。前掲「萩市史 第二巻」一二四〜一二五頁。

- (45) 前掲「捕鯨記録抜萃 五」。前掲「萩市史 第二巻」一二四頁、多田前掲書、九〇頁。

- (46) 前掲「捕鯨記録抜萃 六」、前掲「見島組の役員」、前掲「捕鯨記録抜萃 二」。前掲「萩市史 第二巻」一二四頁。

- (47) 前掲「捕鯨記録抜萃 二」。ほかに「捕鯨記録抜萃 四」(「両公伝史料、No.七〇一」山口県文書館所蔵)、前掲「捕鯨記録抜萃 五」を参照。前掲「萩市史 第二巻」一二四頁、多田前掲書、九〇・一三六頁、多田前掲「見島と九州鯨組及び漁人(二)」三九頁。

- (48) 前掲「捕鯨記録抜萃 二」。

- (49) 「刃刺・加子の雇傭選択」「覚」(前掲「忠正公伝 第十七編第九章第一二節」)。前掲「捕鯨記録抜萃 二」。前掲「萩市史 第二巻」一二四頁、多田前掲書、一三六〜一三七頁。

- (50) 前掲「刃刺・加子の雇傭選択」「覚」。多田前掲書、一三八〜一四〇頁。益富組の運上銀については、拙稿「寛政初中期平戸藩領益富組の取揚鯨と運上銀」(神奈川大学『国際常民文化研究機構年報』第五号、二〇一五年一月) 二二六〜二三六頁、同「天明期益富組の経営発展における捕獲鯨と漁場と運上銀の関係性」(『中部大学人文学部研究論集』第三号、二〇一五年一月) 一〇八〜一二四頁などを参照。

- (51) 前掲「刃刺・加子の雇傭選択」「覚」。多田前掲書、一三八〜一九九頁。多田前掲「見島と九州鯨組及び漁人(二)」三八〜三九頁。

- (52) 前掲「刃刺・加子の雇傭選択」「覚」。前掲「捕鯨記録抜萃 二」、前掲「捕鯨記録抜萃 四」、前掲「捕鯨記録抜萃 六」。多田前掲書、一三八〜一四一頁。

- (53) 「中野半左衛門等九州出張」(前掲「忠正公伝 第十七編第九章第一、二節」)。前掲「刃刺・加子の雇傭選択」「覚」。前掲「捕鯨記録抜萃 三」、前掲「捕鯨記録抜萃 四」、前掲「捕鯨記録抜萃 六」。多田前掲書、一三八〜一四一・一五一〜一五五頁、多田前掲「見島と九州鯨組及び漁人(二)」三九頁。益富組については、藤本隆士「近世西海捕鯨業の史的展開―平戸藩鯨組主益富家の研究―」(九州大

学出版会、二〇一七年）、拙著『藩政捕鯨業の展開―西海捕鯨と益富組―』（御茶の水書房、二〇〇四年）。中尾組については、森弘子・宮崎克則「唐津小川島の捕鯨史料（二）―文政と天保頃、鯨組方一件―」（西南学院大学『国際文化論集』第二八巻第二号、二〇一四年）一九七―二二頁を参照。

- (54) 多田前掲書、一一八―一九頁。中園・安永前掲書、一九七―一九八・二二三―二二四・二五二―二五五・二六八―二六九頁、豊秋亭里遊「天保十一年 小川嶋鯨鯢合戦」（『日本農書全集』第五八巻、農山漁村文化協会、一九九五年）三〇三・三一三頁。前掲拙著、一二頁の表36と二一四頁の表37に本稿の表8の積蔵、力蔵、虎次郎など同じ名前がみえる。

- (55) 前掲「捕鯨記録抜萃 六」。

- (56) 前掲「中野半左衛門等九州出張」。「姫島捕鯨組の買得」「覚」「請取」「姫島捕鯨組代金の交付」（前掲「忠正公伝 第十七編第九章第一、二節」）や前掲「捕鯨記録抜萃 二」、前掲「捕鯨記録抜萃 五」、前掲「捕鯨記録抜萃 六」を参照。前掲『萩市史 第二巻』一二四四頁、多田前掲書、一三七―一三八・一四一―一四四頁、多田前掲「見島と九州鯨組及び漁人（二）」三九頁。

- (57) 前掲「捕鯨記録抜萃 二」のなかに田島浦との関係を示す史料がみえる。前掲『萩市史 第二巻』一二四八―四九頁の表22を参照。

- (58) 多田前掲書、一四三頁のなかに、「鯨船式艘姫島へ諸道具請取りとして遣候事。兵治、伊三郎、熊十、徳蔵其外赴キ候事」とあるように、後述の目代のメンバーが諸道具を受け取りに向かつており、同時に彼らは諸道具が本物で、またすぐに使用可能かどうかなどの確認を行っていたと推測できる。

- (59) 前掲「捕鯨記録抜萃 四」に詳細な内訳が載せられている。前掲『萩市史 第二巻』一二四六―四七頁の表21を参照。多田前掲書、一九二―二〇一頁。

- (60) 前掲「捕鯨記録抜萃 四」には表10のほかに、一層詳細な費用の使途が知れる史料が掲載されている。多田前掲書、一四八―一五一・一六三頁、多田前掲「見島と九州鯨組及び漁人（二）」三九頁。

- (61) 「刃刺・加子の再来」（前掲「忠正公伝 第十七編第九章第三節」）。多田前掲書、一六〇頁の「見島鯨組刃刺宿割」に伝之助がみえる。

- また、益富組の刃刺に伝之助がみえる（前掲拙著、二二七頁の表42）。現時点では同一人物かどうかの判別は難しい。その意味では長太夫、紋太夫、金太夫も益富組の刃刺のなかにみえる。

- (62) 前掲「捕鯨記録抜萃 六」。多田前掲書、一六〇―一六一頁。

- (63) 前掲「捕鯨記録抜萃 六」。多田前掲書、一六〇頁からは表12の沓番親父長右衛門と三番親父久太夫の宿の刃刺の面々を把握できる。刃刺集団の組織構造的な研究が今後の課題であろう。

- (64) 前掲「刃刺・加子の再来」。多田前掲書、一五六―一六〇頁、多田前掲「見島と九州鯨組及び漁人（二）」三九頁。

- (65) 前掲「刃刺・加子の再来」。前掲「捕鯨記録抜萃 三」、前掲「捕鯨記録抜萃 四」。前掲「捕鯨記録抜萃 六」の「覚」等において、入船日ごとに来着したメンバーや「前作事」の準備状況が詳しく判明する。多田前掲書、一四六―一四八頁。

- (66) 前掲「捕鯨記録抜萃 六」。

- (67) 中野の経営的手腕や功績については、その後の薩長交易を含めて今後の課題となろう。

- (68) 前掲「刃刺・加子の再来」。

- (69) 前掲「見島組の役員」。前掲「捕鯨記録抜萃 三」、前掲「捕鯨記録抜萃 四」。ちなみに前年の安政三年（二八五六）では、河野屋弥兵衛が「献上問屋・売問屋共」だったことが理解できる（前掲「捕鯨記録抜萃 五」）。

- (70) 前掲「刃刺・加子の再来」。

- (71) 前掲「捕鯨記録抜萃 六」。ほかに前掲「捕鯨記録抜萃 二」に

も「上関」関連の記事がみえる。

- (72) 前掲「刃刺・加子の再来」。「捕鯨の組揚と刃刺加子の帰萩」(前掲「忠正公伝 第十七編第九章第三節」)の史料から、双海船の加子を田島浦、上関、佐郷島より雇用していたことがわかる。ほかに前掲「捕鯨記録抜萃 二」や前掲「捕鯨記録抜萃 四」にも同様の地域から雇用していたことを示す史料がみえる。

- (73) 「鯨組の飯米」(前掲「忠正公伝 第十七編第九章第三節」)。前掲「捕鯨記録抜萃 六」にも表15と同じ史料がみえる。前掲「捕鯨記録抜萃 四」。

- (74) 「見島捕鯨不漁と支出」(前掲「忠正公伝 第十七編第九章第三節」)、前掲「捕鯨記録抜萃 二」。前掲「萩市史 第二巻」一二四五・五〇頁、多田前掲書、一六六〜一七四頁、多田前掲「見島と九州鯨組及び漁人(二)」三九〜四〇頁。

- (75) 前掲「捕鯨の組揚と刃刺加子の帰萩」。前掲「捕鯨記録抜萃 二」。
- (76) 前掲拙稿「文化期、通・瀬戸崎両浦への九州鯨組の入漁事情」、同前掲「天保期における長門国見島浦への九州鯨組の入漁背景とその条件」。多田前掲「見島と九州鯨組及び漁人(二)」三八〜四〇頁。

- (77) 前掲拙稿「文化期、通・瀬戸崎両浦への九州鯨組の入漁事情」。

- (78) 多田前掲書、二二〜二二三・二二〇〜二二三頁。

- (79) 藤本前掲書、前掲拙著、古賀康士「西海捕鯨業における巨大鯨組の経営と組織―香岐勝本浦土肥組を中心に―」(『地域漁業研究』第五六巻第二号、二〇一六年)三一〜六一頁などを参照。

- (80) 中國成生『日本捕鯨史【概説】』(古小島舎、二〇一九年)六三頁の「古代捕鯨業時代の西海漁場の拠点」図を参照。

- (81) 多田前掲書、八七・二二二〜二二四頁。本稿では、中野の行動に焦点を当てて論じてきたが、中野は山本に相談し、共に行動する場面が本稿で使った史料に多くみられたことを追記しておく。

附記

本稿は、地域漁業学会第六十回大会(二〇一八年十月二十八日…於近畿大学農学部)と第一二九回山口県地方史研究大会(二〇一九年六月十六日…於山口県立山口図書館)で報告した一部に加筆修正したものである。これらの大会時のほか、史料調査・発表準備や事前の研究会での報告の段階から、島根大学伊藤康宏先生、長崎大学(名誉教授)片岡千賀之先生、東京海洋大学(名誉教授)小岩信竹先生をはじめとした水産史研究会の先生方や、山口大学木部和昭先生および山口県文書館の学芸員の方々から貴重なご教示を賜った。なお、本研究は二〇一八・二〇一九年度中部大学特別研究費に基づいて調査研究したものである。記して厚く御礼申し上げる。

(二〇二〇年四月二十一日 受理)